

平成26年度

ライフスタイルイノベーション
創出推進事業

公募要領
(二次募集)

公募期間：平成26年6月13日(金)～7月17日(木)

相談期間：平成26年6月13日(金)～7月14日(月)
9:00～17:00

書類提出期間：平成26年7月15日(火)～7月17日(木)
9:00～17:00

※〆切は7月17日(木)17時です。詳しくは「2.応募手続」をご覧ください。

平成26年度 ライフスタイルイノベーション創出推進事業 公募要領(二次募集)

株式会社沖縄TLOでは、沖縄県委託事業「ライフスタイルイノベーション創出推進事業」を受託し事務局として本事業の運営を実施しています。この度、本事業に係る研究開発プロジェクトを以下の要領で公募(二次募集)します。

1. 事業の概要

(1) 目的

沖縄における民間主導の自立型経済の構築に向けて、大学等の有望な研究成果を活用し、製造業等の地場産業の技術革新を刺激し、県内中小企業の高度化及び新事業の創出を図るため、県内外大学研究機関等と県内企業とのマッチング支援、ならびに産業振興や県民生活の向上に結びつく産学共同での研究開発を実施します。

(2) 対象分野

大学等(*1)の研究成果を活用した、産業振興及び県民生活の「生活環境・介護(健康)・安全安心」の向上に繋がる新商品や新たなサービスの提供に資する機器等の研究開発(生産設備等の機械装置の研究開発は含みません)。

*1 「大学等」とは、大学や高等専門学校等の研究機関及び公設試験研究機関のことを指す。

(3) 事業内容

本事業では県民生活の「生活環境・介護(健康)・安全安心」の向上に繋がる商品等を提供する企業群をライフスタイル関連産業と位置付け、これらの産学連携の研究開発を推進することで、県民生活の向上、ひいては本県の産業振興にも寄与する新事業の創出や企業の高度化を目指します。

① 育成ステージ

今回は募集いたしません。育成ステージの詳細については弊社ホームページ(<http://www.okinawa-tlo.com/>)平成26年4月11日発表の募集要項をご参照ください。

② 実用化・実証ステージ

大学等が有するシーズ(*2)を活用し市場導入を目指した商品等の有効性評価や実証試験等、実用化に向けた研究開発を行う。

- 研究開発費(事業負担額):2,000万円以内
- 企業負担あり(総事業費から大学等への再委託費を除いた後の経費の1/4以上)
- 実施期間:契約日(8月中旬を予定)より平成27年3月13日まで、最長2.5年以内
- 採択想定件数:1件程度

③ 沖縄型イノベーション創出研究会

シーズ・シーズ候補の情報提供を図り、県内外の講師を招いて産学連携推進の勉強会を開催するなど、新たな産学連携の創出の場を提供します。

*2 「シーズ」とは、特許やそれに相当する有用性がある知的財産のことを指す。

(4) 応募資格

以下に示す研究共同体に応募の資格があります。

- ① 県内中小企業(民間団体や個人事業主を含む)1社以上と大学等研究機関1者以上により構成される研究共同体。但し、1企業として提案できる研究共同体は、1件に限る。
- ② 県内に本社を有する中小企業(民間団体や個人事業主を含む)1社が中核企業となり、プロジェクトをリードすること。但し、県外の中小企業であっても、次の要件をすべて満たす場合には中核企業となることができる。

(県外中小企業の応募要件)

- I. 県内に拠点(支店や営業所など)を現に有し、継続して3年以上の活動実態があること
- II. 県内拠点で研究開発が実施できること
- III. 県内拠点を中心に研究成果を活用した事業計画を策定すること

- ③ 中核企業にはプロジェクトマネージャーを置くこと。
*プロジェクトマネージャーは、研究共同体をリード・統括し、責任を持って研究プロジェクトを推進すること。又、研究共同体参画機関の連絡担当者を統括し、プロジェクトが円滑にすすむように調整を図ること。
- ④ 社会保険料等の義務的経費を適正に支払、又は手続きしていること。
- ⑤ 事務局と円滑な連絡調整を行う体制が整っていること。

(5) 対象となる研究開発プロジェクト

- ① 本事業に応募した時点で他の事業に採択されていないテーマであること。
*本事業と同様のテーマで今年度の他の事業等に採択されている場合は、本事業において審査の対象から除外されます。又、本事業で採択された場合でも、その決定が取り消される場合がありますのでご注意ください。
- ② 大学等とともに研究を進める必要がある研究開発要素を有するテーマであること。
- ③ 次の要件を満たしている研究開発プロジェクトは、**実用化・実証ステージ**に応募することができます。
 - 1) 大学等有するシーズの事業化を目指して企業と共同研究に取り組むものであって、既に実用化(*3)された技術について、市場導入前に有効性、信頼性、耐久性、経済性等の実証(*4)・評価等を行うもの、又は、企業が抱える周辺技術の不足や製品化の技術の問題により、事業化(*5)が遅れているものについて、大学等有する技術やノウハウ等を活用し、問題解決に取り組む実証研究であること。
 - 2) 研究要素を含む実用化・実証研究であり、本研究開発期間内に実証研究を実施する予定であること。なお、創薬等の臨床試験を伴う研究開発は対象とはならないこと。
 - 3) 本研究開発終了後速やかに事業化に結びつく研究開発であること。
 - 4) 研究開発プロジェクトのテーマがものづくり産業等の振興に資するものであること、「生活環境」「介護(健康)」「安全・安心」分野など県民生活の向上に結びつく社会的な課題解決を図るものであること。

*3 「実用化」とは、実際の場面において利用可能となるまでの技術の開発を指す。

*4 「実証」とは、実用化技術を実際の使用場面において検証することを指す。

*5 「事業化」とは、商品化し、売上を計上することを指す。

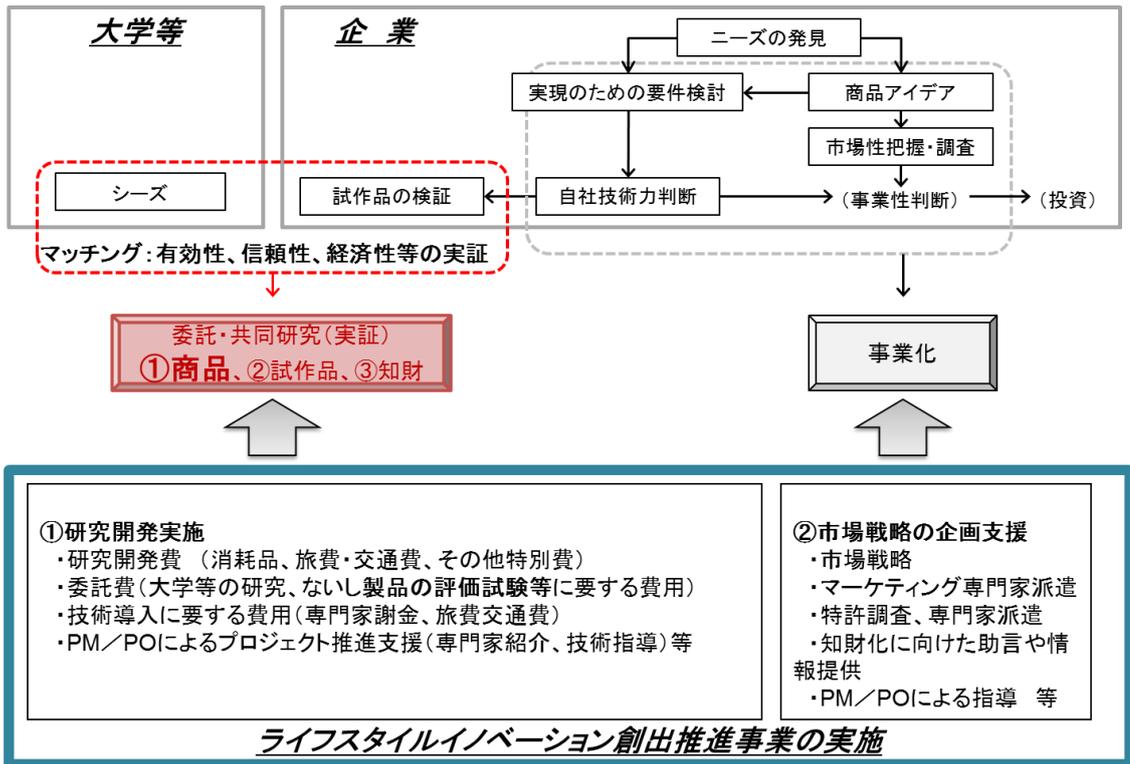
(6) 研究開発プロジェクトの実施内容

① **実用化・実証ステージ**に対しては次の内容を実施します。・・・採択件数1件程度

<実施内容>

- 研究開発費（事業負担額）：2,000万円以内／年（原則1年以内、最長2.5年以内）
 企業負担 総事業費から大学等への再委託費を除いた後の経費の1/4以上
 対象範囲
 大学等のシーズの有効性、信頼性、経済性評価に必要な**実験等**に係る費用
 大学等のシーズを活用するために必要な**技術導入**に要する費用
 研究成果を具体的な事業に展開するために必要な**情報収集**に係る費用
 事業化に向けた**広報活動等**に要する費用
 その他、研究開発プロジェクト遂行に不可欠であると事務局が認めた費用
- 市場戦略、マーケティングや知財化に向けた助言や情報提供、専門家の紹介
- プログラムマネージャー（PM）、プログラムオフィサー（PO）による共同体活動に対する助言、指導、及びコーディネート

「実用化・実証ステージ」の実施内容



② 平成26年度も沖縄型イノベーション創出研究会を開催する予定です。シーズ・シーズ候補の情報提供を図り、県内外の講師を招いて産学連携推進の勉強会を開催するなど、新たな産学連携の創出の場を提供します。

(7) 研究開発プロジェクトの契約期間

原則として、契約締結日(平成26年8月中旬を予定)から平成27年3月13日までとします。

実用化・実証ステージのプロジェクトは「4.研究開発の実施 (7)研究開発成果と報告義務③継続審査」に記載されている審査委員会の審査結果によって契約を1年間延長することができます。(最長2.5年まで)

2. 応募手続

(1) 募集

① 提案について

「1. 事業概要(4)応募資格」を満たす者が、事務局指定の様式により提案書を作成し、書類提出期間内に下記提出先に提出して下さい。

※1企業として提案できる研究共同体は、1件に限ります

② 秘密保持

提案書を含む提出書類は委託先の選定にのみ使用いたします。

なお、採択後の秘密保持については研究開発業務委託契約書内の秘密保持に関する条項により規定いたします。

③ 提案様式

提案書の様式は、事務局のホームページからダウンロードして使用してください。

株式会社沖縄TLO <http://www.okinawa-tlo.com/>

④ 提出する書類

次の書類を提出してください。書類はA4版で作成して下さい。

*** FAXによる提出は受け付けませんので、ご注意ください。**

チェック欄	提出書類	内容
<input type="checkbox"/> 正本1部 <input type="checkbox"/> 副本15部	提案書一式(様式1から様式12)	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度ライフスタイルイノベーション創出推進事業提案書一式(押印あり) 正本: 押印あり・カラー片面印刷・クリップ止め(ホッチキス止め不可) 副本: 両面カラー印刷(本文がモノクロであれば押印部含めモノクロ印刷可)
<input type="checkbox"/> コピー16部	定款 (研究共同体参画企業の全て)	<ul style="list-style-type: none"> 中核企業及び協力企業の全て
<input type="checkbox"/> コピー16部	決算報告書 (研究共同体参画企業の全て、直近3期分)	<ul style="list-style-type: none"> 中核企業及び協力企業の全て 決算報告書: 貸借対照表、損益計算書(製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書含む)、法人税申告書別表一
<input type="checkbox"/> コピー16部 (A4サイズに統一)	会社案内等の参考資料 (研究共同体参画企業の全て) (会社案内、自社商品・研究開発紹介資料、新聞記事等)	<ul style="list-style-type: none"> 中核企業及び協力企業の全て
<input type="checkbox"/> コピー1部	納税証明書 (研究共同体参画企業の全て) (直近1期分の法人税、消費税、法人事業税、法人県民税)	<ul style="list-style-type: none"> 中核企業及び協力企業の全て

⑤締め切り、提出先等

公募期間等は次の通りとします。

公 募 期 間 :平成26年6月13日(金)~7月17日(木)

相 談 期 間 :平成26年6月13日(金)~7月14日(月)

9:00~17:00

書類提出期間:平成26年7月15日(火)~7月17日(木)

9:00~17:00

- ※ 応募に当たっては、可能な限り相談期間内に事務局担当者まで事前にご相談ください。相談期間とは、提案内容や記入方法等の相談が可能な期間です。
- ※ 書類提出期間は、9時から17時まで提案書一式の提出を受け付けます。原則として、提案書類は本期間より前に受付できません。また、期間内でも一度受理した提案書の差し替え等には応じません。
- ※ 書類提出の〆切は、**平成26年7月17日(木)17時**です。締め切りを過ぎての提出は受け付けませんのでご注意ください。郵送の場合も**平成26年7月17日(木)17時必着**です。
- ※ 提出していただいた資料は返却できませんので、予めご了承ください。

受付先・提出先及び問い合わせ先

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
琉球大学産学官連携推進機構棟内3F (株)沖縄TLO
担 当: 渡瀬、又吉、與儀、廣瀬、照屋
TEL : **098-895-1701** FAX:**098-895-1703**
E-mail: **life@okinawa-tlo.com**

3. 提案の選定

(1) 選定方法

応募多数の場合は事務局及び沖縄県で行う一次審査において、審査基準に基づいて書類審査を実施いたします。

一次審査を通過した提案は、事務局が設置する外部の有識者からなる審査委員会が審査基準に基づき審査し、採択を決定します。

なお、審査委員会では、中核企業によるプレゼンテーションを予定しています。プレゼンテーションでは、中核企業が提案内容や研究開発の必要性等を説明し、審査委員の質疑に応答します。その際、中核企業には、パワーポイントの資料を作成していただきます。

審査委員会は8月上旬を予定しています。

(2) 審査基準

I. 研究要素の評価

① 研究開発の必要性和妥当性（様式2、3）

大学等と共同して取り組むべき研究要素が含まれるか。

又、研究開発成果が、より直接的に県民生活の「生活環境・介護(健康)・安全安心」の向上に繋がることが期待できるか。

② 新規性（様式1、4）

これまでに研究されていない内容を含むなどの新規性があるか。

II. 事業化可能性の評価

① 製品化可能性（様式5、9、10、11、12）

研究開発が順調に進むことにより、新商品等の開発または新規開発に相当する既存商品等の高度化が可能か。

② 事業化可能性（様式5、9、10）

新製品等が事業として展開でき、売上が見込めるか。消費者ニーズにマッチしているか。

③ 事業展開の見通し（様式5）

競合他社や代替品の動向、事業が進出する市場の規模を適切に把握しているか。

又、将来性はあるか。

III. 事業への取り組み体制整備の評価

① 研究開発体制の整備（様式6、7、8、会社案内等の参考資料）

研究開発が円滑かつ効果的にすすめられるような体制づくりが各研究共同体内及び各研究共同体間で整備されているか。特に、中核企業のプロジェクトマネージャーには研究開発を統括できる能力を有するか否か。

② 事業化へ向けての体制の整備（様式5、7、定款、決算報告書、会社案内等の参考資料）

事業化へ向けた体制づくりが整備されているか。

IV. 波及効果の評価

① 他の産業への波及効果や社会的意義について（様式2、3、5）

研究開発成果により地域振興や社会的な課題解決への貢献が期待できるか。

(3) 採択までのスケジュール

平成26年6月13日(金) 公募開始(二次募集)、相談受付開始

6月16日(月) 13:00～公募説明会(琉球大学産学官連携推進機構棟内2F201号室)

7月14日(月) 相談期間終了(17:00終了)

7月15日(火) 提案書類受付開始

7月17日(木) 提案書類受付終了(17:00締め切り)

7月下旬 一次審査実施、一次審査結果通知

8月上旬 二次審査実施(審査委員会開催)、採否決定・通知

8月中旬 実施計画書作成、事務局による承認
契約締結、研究開発プロジェクト開始

(4) 採 択

審査終了後、中核企業に対して、文書にて採択・不採択を通知します。

なお、採択通知は提案内容を基に実施計画書の作成を進めることが認められた研究共同体の決定を通知するものであり、提案内容を包括的に認めるものではありませんのでご注意ください。

又、事務局による実施計画書の承認をもって契約締結、研究開発プロジェクト開始となります。

4. 研究開発の実施

(1) 契約の締結

採択された中核企業は、事務局との間で研究開発プロジェクトに関する以下の内容について協議し、委託契約を締結します。

但し、契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができない場合もありますのでご注意ください。また、契約金額は必ずしも提案金額と一致するとは限りません。

① 契約締結の条件

- 1) 対象とする研究開発内容
- 2) 契約金額及び対象とする経費の内容

なお、原則として事務局との委託に関する協議が採択通知後2ヶ月以内に整わなかった場合は、本事業の採択を取消すこともあります。

② 事業実施に係る条件

本事業は、国及び沖縄県の公的資金を財源としており、補助金の適正化に関する法律関係法令等を遵守し、厳正な事務手続が必要となります。そのため、研究開発の委託について、中核企業及び協力企業、大学等が以下の条件をすべて満たすこととします。

なお、以下について満たすことができないときは、採択の取消、契約の全部又は一部の解除、契約金額の減額を行う場合があります。

- 1) 事務局と月1回程度の定期的な打合せを行うこと。
- 2) 事務局が必要と認める経理手続を行うこと。
- 3) 事務局が必要と認める検査対応を行うこと。
- 4) 事務局が必要と認める研究開発内容に関する報告を行うこと。
- 5) その他公募要領に記載する要件。

③ 採択の辞退

本採択を辞退したい場合は、文書で辞退を申し出ること。

④ 研究共同体との契約

中核企業は、協力企業及び大学等と速やかに再委託契約を文書で締結し、再委託契約書の写しを事務局に提出すること。

(2) 研究開発費(事業負担額)

事務局が提供する研究開発費(事業負担額)は、研究の遂行に直接必要な経費及び研究成果のとりまとめに必要な経費とします。研究開発費(事業負担額)の支払いは、原則として契約期間終了後の支払いとなります(それまでの間は原則として中核企業の立替払いとなります)。但し、必要に応じて費用の支払いを行う場合があります。

(3) 経理等

事業に係る研究共同体のすべての支出については、中核企業の責任において本事業で定められている経理手続きに基づいて領収書等の厳格な証明書が必要です。経費については、会計帳簿を備え他の経理と明確に区分して記載し、用途を明らかにしておく必要があります。事務局は必要に応じて支出額、支出内容について厳正な監査を実施し、これを満たさない場合は経費の支払いができない場合があります。経費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに当

該プロジェクトが完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておいてください。

委託業務経費使用明細書は業務効率化のために一旦、平成27年2月27日(金)までに仮提出していただきます。

(4) 機器及び備品の購入

本事業では、必要機器等を保有している大学等と共同してプロジェクトを進めることを前提としているため、原則として機器等の購入を認めていません。

研究開発に必要であるが研究共同体で保有していない機器等についてはレンタル又はリースで対応してください。

リースについては法定耐用年数に基づいた期間均等での本事業契約期間内の支払い分を対象とし、支払前倒し型等は対象外となります。

(5) 研究開発中の連絡調整等

中核企業は、事務局との契約に基づき研究開発を実施し、事務局の求めに応じて研究開発の状況、経費管理等について速やかに報告するようお願いいたします。又、必要に応じて研究共同体に対しても事務局が行う本事業に関する調査等にご協力をいただくことがございますので、予めご了承ください。

(6) 研究開発終了時の手続き

中核企業は、研究開発終了時に「委託業務完了報告書」を作成して提出するとともに、原則として協力企業、大学等への検査を実施し、自社を含む研究共同体の証憑類をもとに執行状況を確認・整理した上で、各々の「委託業務経費使用明細書(執行状況一覧)」をとりまとめます。さらに、事務局の求めに応じて、資料を提出するものとします。事務局は、これらの書類にもとづき、経費が適正に執行されたかどうかを検査します。検査が終了した業務に対し、研究開発費(事業負担額)を支払います。

(7) 研究開発成果と報告義務

① 研究開発成果報告会

本事業では、契約期間満了時の平成27年3月上旬に成果報告会を予定しています。中核企業は成果報告会までの研究開発活動の「成果報告書」と「研究開発成果発表用パワーポイント資料」を作成し、研究開発の成果を審査委員会に対して報告していただきます。

なお、研究開発成果は、本事業の成果として一般に公開する場合があります。その場合には必要に応じて、中核企業と事務局が協議し、公開する内容を決定します。

② 研究開発成果報告書

中核企業は、契約期間終了時に、自社、大学等、協力企業等が実施した研究開発の成果をとりまとめた「研究開発成果報告書(概要版)」と「研究開発成果報告書」を事務局に提出します。

③ 継続審査

実用化・実証ステージの案件について、予め複数年(最長2.5年)の計画を提案いただいた場合であっても、採択決定は契約期間(1年度内)の申請内容に関するものです。従って、2年度目以降の研究開発の継続を希望する場合は、「研究開発成果報告書(概要版)」と「研究開発成果報告書」に加え、2年度目以降の研究開発計画等を記載した「継続申請書」を年度末に提出いただき、これらをもとに審査委員会において研究成果の進捗や今後の事業化可能性等について審査し、継続の可否を判断します。

④ 特許出願等について

本事業の成果として特許の出願等をした場合には次の点にご留意ください。

- 1) 本事業の成果として特許等を出願又は特許権等を取得した場合、又はこれを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、速やかに事務局に報告してください。
- 2) 特許権等を受ける権利等に関しては発明者が所属する法人の規定等(例えば職務発明規程)に則って整理してください。

⑤ 研究開発成果の帰属

本事業の成果として、特許権等の知的財産権が発生した場合は、その知的財産権の帰属先は、以下の条件を遵守することを条件に、原則として実施者となります。

- 1) 知的財産権に関して、出願、申請の事実を事務局へ報告すること。
- 2) 沖縄県が公共の利益のために、特に必要があると要請する場合、中核企業は沖縄県に対し、当該知的財産権を無償で利用できる許諾をすること。又、相当期間活用しておらず、正当な理由がない場合に沖縄県が特に必要があるとして要請するとき、中核企業は第三者への実施許諾を行うこと。
- 3) 特許権等の移転、専用実施権等の設定若しくは移転しようとするときは、予め事務局の承認を得ること。

(8) マッチングファンド方式の企業負担について

実用化・実証ステージにおいて、総事業費から大学等への再委託費を除いた後の経費の1/4以上を参加する企業等が負担すること(当該研究開発に複数の企業等が参画している場合、各企業等の負担率は任意に定めても可とする)。

○企業負担分の対象例

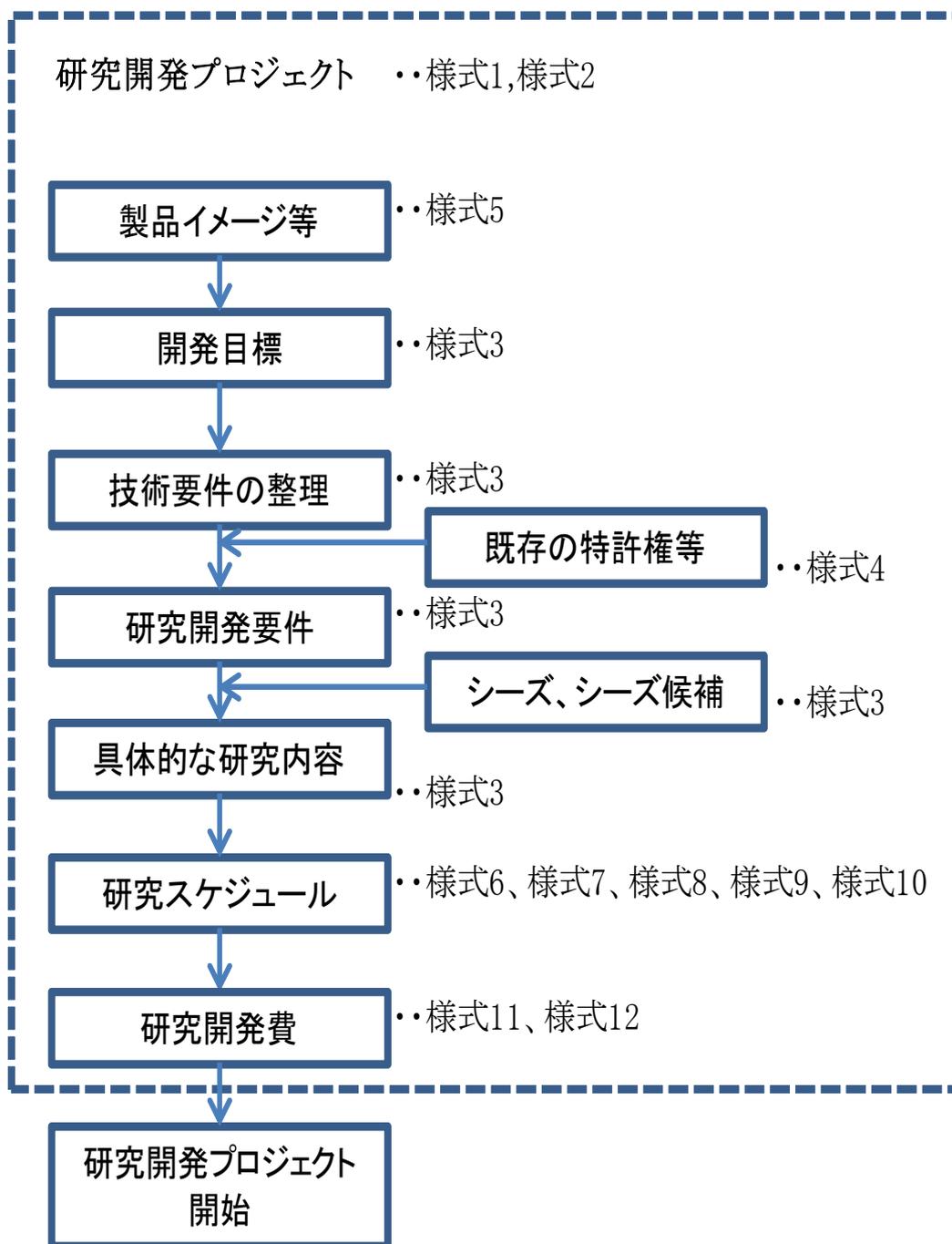
- ・研究開発用機械装置借用費に要するリース料やレンタル料の一部を事務局からの研究開発費(事業負担額)で支出し、残りを中核企業等の自己資金で支出する場合。
- ・労務費の一部を事務局からの研究開発費(事業負担額)で支出し、残りを中核企業等の自己資金で支出する場合。
- ・当該研究開発に関連する必要な経費の一部を中核企業等の自己資金で支出する場合。

5 その他留意事項

- (1) 応募から契約までに係る諸経費については、中核企業の負担となります。
- (2) 契約日より前に発注、購入、契約を実施したものに関しては本事業委託費(研究開発費[事業負担額])の対象外となります。
- (3) 本事業の活用にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)及び関係法令、沖縄振興特別推進交付金交付要綱の規定を遵守していただくことになります。
- (4) 研究開発中、又は、本研究開発終了後に、国又は沖縄県による研究開発の進捗状況の確認や帳簿書類等の検査を行う場合があります。
- (5) 以下の要件に該当する場合には契約の解除・変更を行い、研究開発費(事業負担額)の全部又は一部の返還を求める場合があります。
 - 1) 研究開発活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)が認められた場合
 - 2) 他の競争的資金制度に採択された場合
- (6) 一次審査後に、不明点等について研究共同体へヒアリングを実施する場合があります。
- (7) 採択後に実施体制を変更する場合は、再審査となりますのでご注意ください。
- (8) 採択後に作成する実施計画書において、提案書で提示された総事業費及び研究開発費(事業負担額)の増額は認められません。又、提案書から減額する場合は、20%以内かつ事務局が認めたものとなります。

6. 提案書の概要(参考)

一般的な製品等の研究開発プロジェクト開始に至る要件整理の過程に対して、今回提出していた
だく提案書を位置づけました。ご参考ください。



7. 研究開発経費の積算内訳書(提案書【様式11】【様式12】)作成について

中核企業は、自社や大学等、協力企業等も含めたプロジェクト全体の事業費である「研究開発に係る総事業費」について、大学等や協力企業等と調整し、積算書をとりまとめるものとします。又、中核企業は一切の管理責任を負うものとします。

なお、総事業費とは、プロジェクト全体に必要な事業費を指します。「研究開発費(事業負担額)」とは、実用化・実証ステージの場合は中核企業・協力企業の総事業費の4分の3未満の経費と大学等の総事業費の合算(上限2,000万円)の金額を指します。

<記入上の留意点>

*積算にあたっては、見積書の取得は必要ありませんが、市場適正価格で算出してください。

*様式12「研究開発経費積算内訳書」の記入にあたっては、概ね50万円以下で明細がわかるように明示してください。例)「試薬品80万円」と記入せず、「精製カラム20万円、抗酸化キット類30万円、成分分析委託費30万円」と記入してください。

具体的には次の項目の経費とします。

I 研究開発用機械装置費等

当該経費は、プロジェクト全体について、プロジェクトの中核企業が一切の管理責任を負うものとするため、中核企業の経費として一括して計上することを原則とします。具体的内容としては、次の項目の経費とします。

①研究開発用機械装置借用費

研究開発用機械装置費のリース又はレンタルに要した経費。

*研究開発用機械装置の購入は原則として自己負担となります(研究開発費(事業負担額)とはなりません)。リース又はレンタルした場合には研究開発費(事業負担額)とすることができます。リースについて支払前倒し型等は対象外とし、法定耐用年数に基づいた期間均等での本事業契約期間内の支払い分が対象となります。

②保守費

機械装置等の保守(機能の維持管理等)を必要とした場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費(但し、Ⅱ及びⅢの①から③に含まれるものを除く)。又、外注を必要とした場合は、それに要した経費。

③改造修理費

機械装置等の改造、修繕を必要とした場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費(但し、Ⅱ及びⅢの①から③に含まれるものを除く)。又、外注を必要とした場合は、それに要した経費。

II 労務費

①研究員費

委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等の労務費(原則として本給、賞与、諸手当、社会保険料等の義務的経費を含めたものとし、Ⅰに含まれるものを除く)。なお、私立大学を除く大学及び公設試等においては計上できません。

②プロジェクト進捗管理員費

委託業務に直接従事した中核企業の職員の労務費であって、上記①以外のもの。但し、Ⅰに含まれるものを除く。尚、経理業務を行う職員の経費は計上できません。

③補助員雇上費

委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費(但し、Iに含まれるものを除く)。なお、経理業務を行う補助員の経費は計上できません。

III 消耗品その他の経費

①消耗品

委託業務の実施に直接要した資材、部材、薬品、原材料、消耗品等の製作又は購入に要した経費で、購入単価2万円未満のもの、又は委託契約満了日もしくは1年以内のいずれか早く到来する日までに使い切ることを原則とします(購入する消耗品の数量は必要最低限にとどめる)。又、汎用性のある機器等(パソコン、スキャナ、プリンタ、トナー、ソフトウェア等)、事務用品は原則として経費計上の対象外となります。

②旅費・交通費

研究員が委託業務を遂行する為に、特に必要とした旅費、滞在費及び交通費であって、当該各企業等の旅費規程等により算定された経費。但し、事務局が本事業に必要と認められた範囲に限ります。

③調査費

委託業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の収集のための調査やコンサルティング(マーケティング調査や弁理士等による技術動向調査を含む)に要した経費で、運賃、日当、宿泊費、滞在費、外注費、その他の経費。

④報告書作成費

成果報告書の印刷、製本に要した経費。

⑤その他特別費

以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費。

IV 一般管理費または間接経費

①一般管理費(中核企業・協力企業)

原則として、当該委託事業の実施に際して要した経費のうち、直接経費を除く工場管理費、本社経費等の一般管理費を計上できます。

当該一般管理費については、直接経費に当該法人等の直近決算における一般管理費率(直接経費の10%を上限とする)を乗じて算出するものとします。

②間接経費(大学等に限る)

研究共同体のうち、大学等については原則、上記I～IIIに係る区分経費の合計額(以下「直接経費」という)の30%を上限として間接経費を計上できます。

V 消費税及び地方消費税

上記IからIVの項目は消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を記入してください。

なお、免税業者の場合は、仕入課税額を消費税及び地方消費税欄に記載してください。

***再委託費**は、中核企業が委託業務の一部を大学等及び協力企業に再委託するのに要した

経費を計上してください。当該経費の算定に当たっては、上記II～IVに定める項目に準じて行ってください。原則として大学等及び協力企業等からの再委託は認められません。

受付先・提出先及び問い合わせ先

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
琉球大学産学官連携推進機構棟内3F (株)沖縄TLO
担 当： 渡瀬、又吉、與儀、廣瀬、照屋
TEL : 098-895-1701 FAX:098-895-1703
E-mail: life@okinawa-tlo.com